

あわら市脱炭素ロードマップ策定支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

あわら市では、令和4年3月に、脱炭素化に向けた数値目標と行動方針を示す「第2次あわら市環境基本計画」を策定するとともに、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを掲げ、令和4年4月5日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素化の実現に向けた施策を推進してきた。本業務は、この宣言の施策実行に向けて、再生可能エネルギーのポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標に加え、本市の地域課題の解決・地方創生に寄与する温室効果ガス削減対策を盛り込み、地方公共団体実行計画（区域施策編）として、また、気候変動への適応策も検討し、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けできる「あわら市脱炭素ロードマップ」を策定することを目的とする。

この要領は、本業務の受託事業者を選定するにあたり、本業務について実効性のある提案ができる豊富な経験と専門性を持つ最も適した者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 あわら市脱炭素ロードマップ策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年1月16日（金）まで
- (4) 委託上限額 11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（一部予定を含む）は、以下のとおりとする。

項 目	日 程
公募の開始	令和7年6月24日（火）
質問の期限	令和7年7月1日（火）
質問の回答	令和7年7月3日（木）
参加表明書受付期限	令和7年7月3日（木）
企画提案書受付期限	令和7年7月11日（金）
企画提案書（審査）	令和7年7月23日（水）
審査結果通知書交付	令和7年7月30日（水）

4 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有するものは、次に掲げる要件①～⑪を全て満たす者とする。

- ① 県内に本社若しくは支店又は営業所のいずれかを置いている法人であること
- ② 令和7年度あわら市入札参加資格のうち「物品購入等」に登録されている者であること

- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者であること
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者であること
- ⑥あわらしから指名停止措置を受けていない者であること
- ⑦国税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないもの
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定及びあわらし暴力団排除条例（平成23年9月26日条例第7号）第2条に規定する暴力団または暴力団員等に該当しないこと
- ⑨本市の現状及び本業務の目的を理解し、本市が実現しようとする脱炭素に向けての取り組みを積極的に推進する意向がある者であること
- ⑩過去3年間に、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）又は環境省補助事業等を活用した再生可能エネルギー導入計画の受注実績があること
- ⑪仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること

5 質問及び回答

（1）質問の受付

ア 受付期間

令和7年6月24日（火）～7月1日（火）まで

イ 質問の方法

本プロポーザルについて質問のある者は、様式第4号「質問書」に質問事項を記載し、末尾（12. 問い合わせ先及び提出先）に記載する電子メールアドレス宛に送信すること。

※送信に当たっては、表題を「あわらし市脱炭素ロードマップ策定支援業務についての質問」とすること。

※原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問を受理しているかどうかの判断は市が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

（2）質問に対する回答

ア 回答予定日

令和7年7月3日（木）

イ 回答方法

市ホームページにて回答する。

なお、本業務に直接関係のある質問のみ回答を行うものとし、公平性を保てないと判断される質問には回答せず公表しない場合もある。

6 参加表明書の提出

参加を表明する者は、参加表明書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。なお、参加資格審査は事務局にて行う。

(1) 参加表明書及び添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

- ア 参加意思表明書（様式第1号）
- イ 会社概要説明書（様式第2号）
- ウ 履行実績確認書（様式第3号）

「4. 参加資格要件」の要件⑪に関する業務実績について記載すること。なお、業務実績の記載にあたっては5件以内で記載すること。（国・地方公共団体との実績があれば優先的に記載すること。）。

(2) 参加表明書類の提出

提出書類は、様式第1号から第3号の順に並べ、左上隅をホチキス留めし、1綴り作成すること。

- ア 提出部数 1部
- イ 提出期限 令和7年7月3日（木）午後5時までとする。
- ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は令和7年7月3日（木）必着）

(3) 参加資格審査結果の通知

提出書類により参加資格要件を確認し、結果を書面にて通知する。

7 参加資格の取り消し

参加表明書類等の提出後から優先交渉権者決定までの間に、次のいずれかの事項に該当する場合は、参加資格を取り消すこととする。

- (1) 参加表明書類等の提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止の措置を受ける等、参加者及び協力会社が社会的不祥事にに関わり、公共事業の受託者として相応しくないと認められるとき
- (3) 参加者が参加資格要件を充たさなくなったとき
- (4) その他、本要領に違反すると認められるとき

8 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

また、本プロポーザルは、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、本要領及び仕様書において記載された事項については、貴社の業務遂行能力、経験、実績等を踏まえた上で記載すること。

(1) 企画提案書等の提出

- ①提案書（様式第5号）
- ②提案内容（任意様式）

A4 10枚（20ページ）以内で作成すること。

③業務実施体制（任意様式）

④業務工程表（任意様式）

⑤見積書（任意様式、税込み）

積算内訳については、業務別に人件費や諸経費等の区別が判断できるよう、できるだけ詳細に記載すること。

（２）提出部数

提出部数は、７部（正本１部、副本６部）提出すること

（３）提出期限

令和７年７月１１日（金）午後５時必着

（４）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、休日を除く午前９時から午後５時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

９ 最適提案者の選定方法等

（１）審査方法

市が設置する選定審査委員会において、提案書等に基づき、以下のとおり審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、最適提案者及び次点者を選定する。

（２）審査基準

以下のとおり、評価項目、評価事項及び配点を定める。

評価項目		評価基準（詳細）	配点
実施体制・実績	実施体制・実績	・脱炭素に関連する有効な資格を有しているか。 ・国や県、他自治体を含め、業務に必要な知識・知見を十分に有しているか。 ・業務を迅速に遂行するために、環境行政に精通した担当者を複数名配置しているか。 ・市担当者との円滑な連携・調整が可能か。 ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、環境省補助事業等を活用した再生可能エネルギー導入計画の実績が十分にあるか。	15 点
提案内容	地域特性・現状分析・将来推計	・業務の目的を理解し、現状分析を行った上で本市の地域特性や課題を的確に把握し、課題解決に向けた適切な手法が示されているか。 ・本市の政策動向や関連計画を踏まえて、CO₂排出量の将来推計の適切な検討手法が示されているか。	20 点

	将来ビジョン・脱炭素シナリオ・削減対策	・将来ビジョンや脱炭素シナリオの作成について、具体的な調査・検討手法がなされた提案であるか。 ・再生可能エネルギーの導入対策やCO₂削減対策に関する考え方、目標達成に向けた手法が具体的に示されているか。	20 点
	独自提案・実施行程	・地域特性を生かした目標設定や工夫、独自の提案等がされているか。 ・工程において、具体的な実施フロー、実施手順が示されており、内容が優れているか。	20 点
プレゼンテーション及びヒアリング		・プレゼンテーションが分かり易く、説得力があるか。質疑への応答は適切であるか。 ・業務に対する取組意識が高く、熱意が感じられるか。	10 点
事業費		・提案価格により段階的に加点する。	15 点
合計			100 点

(3) 最適提案者の選定方法

- ① 選定委員会は、本プロポーザルにおいて参加資格を有すると認められた者の提案内容について各選定委員が審査及び採点を行い選定する。
- ② 参加者が1者のみの場合でも、審査を実施する。

(4) 応募者多数となった場合には、提出書類による一次審査を実施することがある。

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。その場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となるものとする。

- ① 参加資格要件を満たさなくなったとき
- ② 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき
- ③ 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- ④ 契約の履行が困難と認められるに至ったとき
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過しているとき
- ⑥ 著しく審議に反する行為があったとき
- ⑦ 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不当なとき
- ⑧ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をしたとき
- ⑨ その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められたとき

10 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

(1) 実施日

令和7年7月23日（水）（予定）

(2) 出席者

4人以内

(3) プレゼンテーションに要する時間

30分（説明20分、質疑応答10分）

(4) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は提出された提案書等に基づくものとする。

(5) その他

プレゼンテーションの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。また、プレゼンテーションで使用する電子黒板は主催者で用意するが、パソコンその他の機器等は、持ち込み可能な範囲の機器とし、参加者が用意することし、機器調整は事前に行うこと。

1.1 審査結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

1.2 契約手続等

(1) 選定された最適提案者は、市と事業内容について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

(2) その他、「あわら市契約事務規則」を遵守すること。

1.3 その他

(1) 本要領に基づく全ての手続に関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、市は無償で当該著作権を使用できるものとする。なお、参加者が提出した提案書類の返却は行わない。

(3) 参加者から提出された書類等の修正・差し替え等は、一切認めない。

(4) 同一の参加者からの複数の提案書の提出は、受け付けない。

(5) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、あわら市情報公開条例に基づき参加者から提出された書類等を開示することがある。

(6) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、市が別に定める。

(7) 業務にあたって知り得た情報（本市が提供する資料・情報等を含む）は、目的外に使用し又は第三者へ提供してはならない。

1.4 問い合わせ先及び提出先

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

あわらし市民生活部生活環境課環境グループ（担当：江守、高木）

電話：0776-73-8018 FAX：0776-73-5688

メールアドレス：seikatsu@city.awara.lg.jp